

別表（第2条，第3条関係）

対象	補助率	備考
会議又は講習会等の開催に要する経費	4分の3以内	
見本市，展示会等の開催に要する経費	4分の3以内	
パンフレット及び試作品等の作成に要する経費	4分の3以内	
市内産木材等の調査及び意匠，技術の開発，改善等に要する経費	4分の3以内	
市内産木材の先進的利用に関する普及啓発に要する経費	3分の2以内	1件当たりの上限 1,000,000円